

日置市視聴覚ライブラリーの利用について

1 貸し出し教材・機材と貸し出し条件等

- (1) 日置市視聴覚ライブラリーが貸し出す教材・機材は次のとおりです。

教材	16ミリ映画フィルム教材、ビデオ教材、DVD教材
機材	16ミリ映写機、プロジェクター、スクリーン、DVDプレーヤー 等

※ なお、16ミリ映画フィルム教材は、「16ミリ映写機操作免許証」を所持している方が映写する場合に貸し出します。

- (2) 貸し出す対象は、学校教育、社会教育等の関係機関・団体です。ただし、次に該当する場合は貸し出しできません。

ア 公衆の福祉に寄与しないと認めたとき

イ 営利目的と認めたとき

ウ 個人又は特定の団体等の宣伝に使用されると認めたとき

(政治活動、宗教活動なども含まれます)

- (3) 教材・機材の貸し出しは無料です。

- (4) 貸し出し期間及び数量

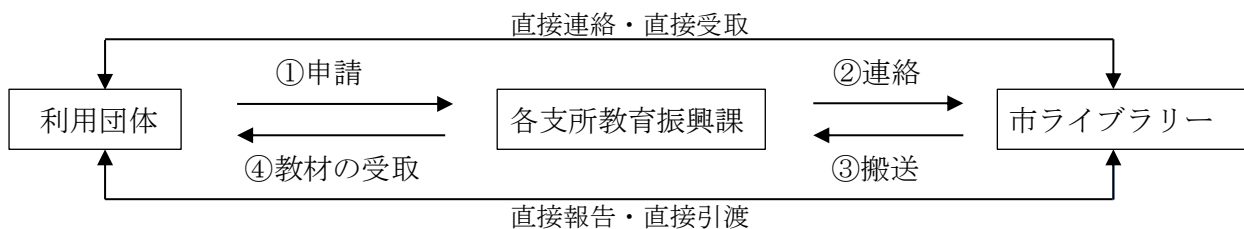
期間	(原則として)	7日以内
数量	(原則として)	3本以内

2 借用手続き

- (1) 借用の申込み（予約）は、市視聴覚ライブラリー（本庁社会教育課内）へ電話・ファックス・文書・口頭にて受け付けます。

- (2) 借用の際は、「視聴覚機材等利用申請書」に必要事項を記入の上、本庁及び各支所教育振興課を通じて市視聴覚ライブラリーへ提出してください。

【借用手続きの手順】



3 返却手続き

- (1) 手入れして、係員に点検を受けてから返却してください。
- (2) 利用報告書を必ず提出してください。
- (3) 他の利用者の迷惑にならないよう、返却日を厳守してください。

4 その他

- (1) 16ミリ映画フィルムの映写については、16ミリ映写機操作免許証所持者又は視聴覚教育指導者（初級以上）の資格（講習プログラムで16ミリ映写機講習が含まれている場合に限り）を所持している方が必ず行ってください。
- (2) 教材・物品を紛失又は著しく破損した場合は、使用者の責任になりますので取扱いについては十分留意してください。

【連絡先】 日置市教育委員会社会教育課 電話 248-9432（直通）